

3. 必要証明書類【詳細】

- 証明書取得にかかる費用や交通費は全額自己負担となり、会社および健康保険組合には請求できません。
- 下記以外にも、別途証明書などをご提出頂く場合がございます。
- ご提出いただいた書類は全て返却いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

	必要書類名	入手先	注意事項
①	直近3ヶ月分の 「給与明細書」【コピー】	勤務先	● 令和5年7月分以降連続3ヶ月分の給与明細書【コピー】をご提出ください。 ● 紛失等で添付できない場合は、お勤め先に同封の【給与等支払額証明のお願い】への記入と押印を依頼していただき、ご提出ください。【原本】
②	令和4年分 確定(青色)申告書一式【コピー】	税務署	● 自営業、確定申告をしている場合は必要 ● 確定(青色)申告時の書類一式 (収支内訳書や青色申告決算書を含む)
③	年金振込(改定)通知書【コピー】	日本年金機構 各企業年金 生保他	● 令和5年6月1日以降に発行されたもの ● 受給しているものを全て ※ 国民、厚生、個人、企業、遺族、障害、恩給等
④	在学証明書【原本】 又は学生証【コピー】	就学先	● 在学証明書は3ヶ月以内に取得したもの【原本】 ● 現在の在学の事実が確認できるもの
⑤	別居の仕送り証明【コピー】	金融機関など	● 令和5年7月以降の連続3ヶ月分の「振込明細」または通帳のコピー ● 受取人、振込人が確認できるもの ● 通帳のコピーを提出する場合、仕送り以外の箇所は黒く塗りつぶしてください。 ● 以下の場合、仕送り証明は不要です ・ 学生 ・ 特別養護老人ホームや障がい者施設への入所により別居となった家族 ・ 被保険者の単身赴任により別居となった「配偶者」または「配偶者と同居中の家族」

取消手続きについて

- ・ 「被扶養者取消届」および該当の方の「保険証」を事業所人事担当者へ早急にご提出ください。
- ・ 調査対象者が就職等により他の健康保険に加入している場合は、その保険証のコピーをご提出ください。